

佐賀県建築設計候補者選定要領

第1章 総則

(目的)

第1条 建物の設計業務において、適正性、透明性、公平性、客観性を確保しながら設計候補者を選定し、公共施設としての良質で確かな設計成果を得ることは重要である。

よって、この要領においては、設計候補者の選定方法及び選定の際の基本的な考え方を定めることを目的とする。

(対象となる業務)

第2条 本要領において、設計業務とは、県土整備部建築住宅課で発注する建築物に係る設計、監理及び耐震診断等の委託業務とする。

(設計候補者選定の方法)

第3条 設計候補者選定の方式は、次のとおりとする。

- (1) 設計競技方式
- (2) 指名プロポーザル方式
- (3) 公募型プロポーザル方式
- (4) 書類審査方式
- (5) 条件付一般競争入札
- (6) 指名競争入札方式

(選定方法の選択)

第4条 前条の方式のうち、発注しようとする業務の内容に最も適した方法を選択することとし、具体的な手続きに関する細目は、各々次章以降に定める。

第2章 特別な建築物に係る設計候補者選定方法

(趣旨)

第5条 この章は、機能上、構造上、またはデザイン上から、極めて高度な技術と経験を必要とする特別な建築物（以下「特定建築物」という。）の設計業務を委託しようとする場合に、公平性、透明性等の確保と、公共施設として良質で確かな設計成果の確保に相応しい設計候補者の選定を行うために、その選定方法に関する具体的な事項を定めるものとする。

(対象となる委託業務)

第6条 設計委託料が原則として、概ね2,000万円以上（基本設計のみの場合は600万円以上）のもののうち、次の各号のいずれかに該当する設計業務とする。

- (1) 文化性、芸術性、創造性、または象徴性を必要とする建築物に係る設計業務
- (2) 高度な専門知識や技術を要し、かつ創造性を必要とする建築物に係る設計業務
- (3) 先導的なもの、景観への配慮が必要なもの、その他の理由により、創造性または芸術性が求められる設計業務
- (4) 上記(1)、(2)、(3)に準じる県の代表的又は重要な建築物に係る設計業務
- (5) 高度な専門知識や技術を要する耐震診断及び耐震改修設計業務

(選定の方法)

第7条 前条に掲げる特別な施設に課された所期の建築目的を達成するために、各種条件を満足させ得る優れた設計者を選定するため、特定建築物に係る設計候補者選定委員会（以下第2章において「委員会」という。）を設置して選定する。

2 設計候補者の選定は、次の各号に定める方法のうち、対象建築物に最も適すると認められる方法で行うものとする。

- (1) 設計図面等の具体的な設計案の提出を求めて行う設計競技方式
- (2) 建築構想案及び設計候補者の実績等の資料提出を求めて行う指名若しくは公募型プロポ

ーザル方式

(3) 設計候補者の経歴や作風等に関する資料の提出を求めて行う書類審査方式

(参加業者への報酬)

第8条 前条に掲げる選定のうち、2-1(1)及び2-1(2)の指名によるプロポーザル方式の場合には報酬を支払うが、それ以外についての報酬は支払わないものとする。

(委員会の組織)

第9条 委員会は次に掲げる者で、4名以上10名以下の委員で組織し、県土整備部長がこれを任命する。

- (1) 建築専門家 2～4名
- (2) 学識経験者 1～3名
- (3) 県職員（建築専門職員を含む。） 1～3名

2 必要に応じて、前項の組織を変えることができる。

3 委員の任期は、任命された日から設計候補者を選定した日までとする。

4 委員会には委員長を置く。

- (1) 委員長は委員の互選により定める。
- (2) 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

(委員会の所掌事務)

第10条 委員会は、第7条第2項(1)～(3)に基づいて提出された図面、資料について審査を行い、最も優れた設計候補者を選定する。

2 委員長は必要があると認めるときは、議事に関係のある者に出席を求め、その説明、又は意見を聞くことができる。

(委員会の開催)

第11条 委員会は必要に応じ、委員長が招集する。ただし、初回の委員会は県土西部長が招集する。

2 委員会は委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数を以て決する。

4 委員会の会議は非公開とし、委員及び関係職員は審査について秘密を守らなければならない。

5 委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(設計事務所の選定)

第12条 第7条第2項(1)～(3)に定める設計候補者選定方法に参加させる設計事務所の選定は、対象建築物に相応した能力及び実績のある設計事務所を選定するものとする。

なお、公募型プロポーザル方式に参加する設計候補者が多数の場合は、事前に提出された書類の審査に基づいて、選定することができる。

2 前項の事前審査は、委員会の審議を経なければならない。

(競争入札参加資格委員会への推薦)

第13条 委員会は設計候補者を選定したときは、速やかにその旨を委員の署名した報告書により「佐賀県県土整備部競争入札参加資格委員会」に推薦する。

(庶務)

第14条 委員会の庶務は、県土整備部建築住宅課において処理する。

(その他)

第15条 建築物の概要及び応募に係る事項等は当該建築工事ごとに別途応募要領を作成するものとする。

2 委員会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

第3章 その他の大規模営繕工事に係る設計候補者選定方法

(趣 旨)

第16条 この章は、第2章に定める委託業務を除く、その他の大規模営繕工事に係る設計業務を委託しようとする場合に、公平性、透明性等の確保と、公共施設として良質で確かな設計成果の確保に相応しい設計候補者の選定を行うために、その選定方法に関する具体的な事項を定めるものとする。

(対象となる委託業務)

第17条 設計委託料が原則として、概ね2,000万円以上（基本設計のみの場合は600万円以上）のものうち、第2章第6条に定める委託業務以外のその他の大規模営繕工事（改修工事を含む。）に係る委託業務で、次の各号のいずれかに該当する設計業務とする。

- (1) 建築物の設計や施工に創造性や芸術性が求められる設計業務
- (2) 高度な専門知識や技術を要する建築物に係る設計業務
- (3) 県の施策上、重要な建築物で上記(1)、(2)に準じる設計業務
- (4) 高度な専門知識や技術を要する耐震診断及び耐震改修設計業務

(選定の方法)

第18条 施設の建築目的を確実に達成させるための設計業務に関し、各種条件を満足させ得る優れた設計候補者を選定するため、指名若しくは公募型プロポーザル方式による設計候補者選定委員会（以下第3章において「委員会」という。）を設置して選定する。

2 建築構想及び設計候補者の実績等の資料提出を求めるプロポーザル方式に下記の条件を付して、指名若しくは公募する方法を構ずる。

- (1) 地域性
- (2) 施設概要が分かる程度の図面等の資料

3 条件設定にあたっては、応募者に過大な負担を伴わせないように配慮しつつ、別途定める「建築設計及び工事監理業務委託候補者評価名簿作成要領」に基づき作成された「評価名簿」及び業務の実績等を参考にしながら、当該業務に見合った能力、組織力等を有する設計事務所が参画できるよう配慮するものとする。

(参加業者への報酬)

第19条 前条に掲げる選定の方法のうち、指名によるプロポーザル方式の場合には報酬を支払うが、それ以外についての報酬は支払わないものとする。

(委員会の組織)

第20条 委員会は次に掲げる者で委員を組織し、県土整備部長等がこれを任命する。

なお、設計委託料が原則として、4,000万円以上（基本設計のみの場合は1,200万円以上）とし、次の委員で部内委員会を構成する。

部内委員会	委員長 委員	県土整備部長 副部長（建築住宅課担当） 事業担当部・部長等
-------	-----------	-------------------------------------

また、設計委託料が原則として、4,000万円未満（基本設計のみの場合は1,200万円未満）の設計業務の場合の委員会については、次の委員で課内委員会を構成する。ただし、この場合でも、部内委員会委員長が必要と認める場合は、部内委員会を構成することができる。

課内委員会	委員長 委員	建築住宅課長 施設整備室長 副課長、副室長 事業担当課長等
-------	-----------	----------------------------------------

- 2 前項の委員は、必要に応じ、建築専門家、学識経験者又は県職員を追加することができる。
- 3 委員の任期は、任命された日から設計候補者を選定した日までとする。
- 4 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

5 前4項の委員会は第9条の委員会の組織に替えることができる。

(委員会の所掌事務)

第21条 委員会は、第18条第2項に基づいて提出された資料等について審査を行い、最も優れた設計候補者を選定する。

2 委員長は必要があると認めるときは、議事に関係のある者に出席を求め、その説明、又は意見を聞くことができる。

(委員会の開催)

第22条 委員会は必要に応じ、委員長が招集する。

2 委員会は委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数を以て決する。

4 委員会の会議は非公開とし、委員及び関係職員は審査について秘密を守らなければならない。

(設計事務所の選定)

第23条 第18条第2項に定める設計候補者選定方法に参加させる設計事務所の選定は、対象建築物に相応した能力及び実績のある設計事務所を選定するものとする。

なお、公募型プロポーザル方式に参加する設計候補者が多数の場合は、事前に提出された書類の審査に基づいて、選定することができる。

2 前項の事前審査は、委員会の審議を経なければならない。

(競争入札参加資格委員会への推薦)

第24条 委員会は設計候補者を選定したときは、速やかにその旨を委員の署名した報告書により「佐賀県県土整備部競争入札参加資格委員会」に推薦する。

(庶務)

第25条 委員会の庶務は、県土整備部建築住宅課において処理する。

(その他)

第26条 建築物の概要及び応募に係る事項等は当該建築工事ごとに別途応募要領を作成するものとする。

2 委員会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

第4章 条件付一般競争入札方式による設計候補者選定方法

(趣旨)

第27条 この章では、条件付一般競争入札により設計業者を決定する場合の、具体的な設計候補者の選定方針について、定めるものとする。

(対象となる委託業務)

第28条 県土整備部建築住宅課で発注する建築物に係る設計・監理その他の業務のうち、第2章第6条及び第3章第17条で定める以外のもので、設計委託料が1,000万円以上の委託業務とする。

ただし、設計委託料が1,000万円未満の場合であって、指名競争入札によることが適当でない場合は、当該方式とすることができる。

(条件を付す場合の基本方針)

第29条 入札参加条件を付すにあたっては、設計業務の内容に照らし合わせ、地域性や業務実績、配置技術者の適性に配慮しつつ、具体的には、佐賀県建設関連業務条件付一般競争入札実施要領第4条により実施するものとする。

(競争入札参加資格委員会への審議)

第30条 前条により入札参加条件を決定したときには、競争入札参加資格委員会に諮り、その審

議に付すものとし、その手続きは佐賀県県土整備部競争入札参加資格委員会設置要領（以下「設置要領」という。）に定めるところによる。

第5章 指名競争入札方式による設計者選定方法

（趣 旨）

第31条 この章では、指名競争入札方式により設計業者を決定する場合の、具体的な設計候補者の選定方針について、定めるものとする。

（対象となる委託業務）

第32条 県土整備部建築住宅課で発注する建築物に係る設計・監理その他の業務のうち、第2章第6条、第3章第17条及び第4章第28条で定める以外の委託業務とする。

（設計候補者選定の基本方針）

第33条 指名にあたっては、設計業務の内容に照らし合わせ、別途定める「建築設計及び工事監理業務委託候補者評価名簿作成要領」（以下「名簿作成要領」という。）に基づき作成された「評価名簿」に基づいて設計候補者を選定し、公平性と透明性の確保を図りながら実施するものとする。

2 設計候補者は、原則として技術者数が2.0人以上の者から選定するものとする。

（県内設計事務所の評価）

第34条 建設業者施行能力等級表に建築士事務所として登録されている県内の設計事務所について、名簿作成要領に基づき、設計候補者の評価を行う。

（競争入札参加資格委員会への推薦）

第35条 第33条で指名競争入札に参加する設計候補者を選定した者は、競争入札参加資格委員会に推薦して、その審議に付すものとし、その手続きは設置要領に定めるところによる。

第6章 その他

（特命随意契約）

第36条 特許を有する等の特別の理由により設計候補者を特定する必要がある場合は、設計業務ごとに、別途定めるものとする。

（見積合わせによる随意契約）

第37条 委託料の金額が100万円以下であるときは、前章の規定にかかわらず見積合わせにより設計業者を決定することができるものとする。なお、この場合において設計候補者の選定については、第33条第1項の規定並びに競争入札参加資格委員会への推薦については第35条の規定を準用するものとする。

附 則

本要領は、平成11年4月1日から施行する。

「佐賀県設計者選定要領」（平成7年8月11日施行）は、平成11年3月31日をもって廃止する。

附 則

改正後の本要領は、平成14年11月7日から施行する。

附 則

改正後の本要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

改正後の本要領は、平成21年8月28日から施行する。

附 則

改正後の本要領は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年2月16日から施行する。ただし、第33条第2項に「2.0人以上の者」とあるのは、平成29年3月31日までの間は「1.0人を超える者」と読み替えるものとする。

附 則

改正後の本要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

改正後の本要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

改正後の本要領は、令和3年5月1日から施行する。